

項目コード	検査項目	検体量 (mL)	容器	保存 (安定性)	所要 日数	実施料 判断料	検査方法	基準値	提出条件・備考	検査目的および異常値を示す主な疾患名
尿 検 査	0506 尿pH 1A035-0000-001-911	尿3.0	2	冷蔵	1~2	26 <sup>①</sup>	試験紙法	4.5~8.0	判断料は 算定しない	尿路感染症 腎炎 糖尿病
	0507 尿比重 1A030-0000-001-903		2	冷蔵	1~2		屈折計法	1.006~1.022		腎機能障害 尿崩症
	0513 尿潜血 1A100-0000-001-911		2	冷蔵	1~2		試験紙法	(-)		尿路系の炎症 腫瘍 結石
	0508 尿アセトン体定性 1A060-0000-001-911		2	冷蔵	1~2		試験紙法	(-)		重症糖尿病 嘔吐 下痢
	0503 尿ウロビリノゲン定性 1A040-0000-001-911		2	冷蔵	1~2		試験紙法	正常		溶血性貧血 肝炎
	0505 尿ビリルビン定性 1A055-0000-001-911		2	冷蔵	1~2		試験紙法	(-)		肝細胞性黄疸 肝内胆汁うっ滞 閉塞性黄疸
	0501 尿蛋白定性 1A010-0000-001-911		2	冷蔵	1~2		試験紙法	(-)		腎機能障害
	0502 尿糖定性 1A020-0000-001-911		2	冷蔵	1~2		試験紙法	(-)		糖尿病 腎性糖尿
	0509 尿蛋白定量 1A015-0000-001-271	尿5.0	2	冷蔵	1~2	7 尿糞	ピロガロールレッド法	mg/dL 10以下		筋破壊性疾患 腎機能障害 前立腺炎 膀胱炎
	0510 尿糖定量 1A025-0000-001-272		2	冷蔵	1~2	9 尿糞	HK-UV法	mg/dL 20以下		糖尿病 腎性糖尿
	0536 尿沈渣 (無染色) 1A105-0000-001-701	尿10.0	2	冷蔵	1~2	27 <sup>②</sup> 尿糞	鏡検法			腎機能障害 尿路系炎症
	0511 尿沈渣 (染色) 1A105-0000-001-735	尿10.0	2	冷蔵	1~2	27+9 <sup>②</sup> 尿糞	鏡検法			

- ① 当該保険医療機関内で検査を行った場合に算定する。
- (1) 検体検査を行った場合は所定の判断料を算定できるものであるが、尿中一般物質定性半定量検査を実施した場合は、当該検査に係る判断料は算定できない。
- (2) 尿中一般物質定性半定量検査
- ア 尿中一般物質定性半定量検査とは、試験紙、アンプル若しくは錠剤を用いて検査する場合又は試験紙等を比色計等の機器を用いて判定する場合は、検査項目、方法にかかわらず、1回につき所定点数により算定する。
- イ 尿中一般物質定性半定量検査に含まれる定性半定量の検査項目は、次のとおりである。
- (イ) 比重 (ロ) pH
  - (ハ) 蛋白定性 (ニ) グルコース
  - (ホ) ウロビリノゲン (ヘ) ウロビリノゲン定性
  - (ト) ビリルビン (チ) ケトン体
  - (リ) 潜血反応 (ヌ) 試験紙法による尿細菌検査 (亜硝酸塩)
  - (ル) 食塩 (ワ) 試験紙法による白血球検査 (白血球エステラーゼ)
  - (フ) アルブミン
- (3) 尿中一般物質定性半定量検査は当該検査の対象患者の診療を行っている保険医療機関内で実施した場合にのみ算定できるものであり、委託契約等に基づき当該保険医療機関外で実施された検査の結果報告を受けるのみの場合は算定できない。ただし、委託契約等に基づき当該保険医療機関内で実施された検査について、その結果が当該保険医療機関に対して速やかに報告されるような場合は、所定点数を算定できる。
- ② 注1 同一検体について当該検査と区分番号D017に掲げる排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査を併せて行った場合は、主たる検査の所定点数のみ算定する。
- 注2 当該保険医療機関内で検査を行った場合に算定する。
- 注3 染色標本による検査を行った場合は、染色標本加算として、9点を所定点数に加算する。
- (1) 尿沈渣 (鏡検法) の所定点数は、赤血球、白血球、上皮細胞、各種円柱、類円柱、粘液系、リポイド、寄生虫等の無染色標本検査の全ての費用を含む。
- (2) 尿沈渣 (鏡検法) は、区分番号「D000」尿中一般物質定性半定量検査若しくは区分番号「D001」尿中特殊物質定性定量検査において何らかの所見が認められ、又は診察の結果からその実施が必要と認められて実施した場合に算定すること。
- (3) 尿沈渣 (鏡検法) は当該検査の対象患者の診療を行っている保険医療機関内で実施した場合にのみ算定できるものであり、委託契約等に基づき当該保険医療機関外で実施された検査の結果報告を受けるのみの場合は算定できない。ただし、委託契約等に基づき当該保険医療機関内で実施された検査について、その結果が当該保険医療機関に速やかに報告されるような場合は、所定点数により算定する。
- (4) 尿路系疾患が強く疑われる患者について、診療所が尿沈渣 (鏡検法) を衛生検査所等に委託する場合であって、当該衛生検査所等が採尿後4時間以内に検査を行い、検査結果が速やかに当該診療所に報告された場合は、所定点数を算定できる。

★同一日に尿、穿刺液・採取液及び血液を検体として生化学的検査 (Ⅰ) 又は生化学的検査 (Ⅱ) に掲げる検査項目につきそれぞれを実施した場合の、多項目包括規定の適用については、尿、穿刺液・採取液及び血液のそれぞれについて算出した項目数により所定点数を算定するのではなく、血液、尿、穿刺液・採取液それぞれに係る項目数を合算した項目数により、所定点数を算定する。ただし、同一日に行う2回目以降の血液採取による検体を用いた検査項目については、当該項目数に合算せず、所定点数を別途算定する。

★蛋白質とクレアチニンの比を測定する目的で試験紙により実施した場合は、「21」のその他によるクレアチニン (尿) として算定し、その判断料は、区分番号「D026」検体検査判断料の「1」尿・糞便等検査判断料を算定する。

2 滅菌スピッツ

